

国道9号乙吉電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問回答書

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
0	要求水準書(案)	1	第1	4	(1)	事業対象区域の概要	「2)事業延長:1.32km(道路延長:0.66km)」とありますが、橋梁添架設計区間(益田新大橋)は事業延長区間に含まれると理解してよろしいでしょうか。また、この橋梁添架区間の設計費も含まれていると理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
1	要求水準書(案)	1	第1	4	(1)	事業対象区域の概要	「2)事業延長:1.32km(道路延長:0.66km)」とありますが、本区間のボックスカルバート部で、下越しで特殊設計となった場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書(案)	1	第1	6		事業の概要	工事区間内の道路標識には、公安委員会管理の規制標識も存在していますが、これの撤去再設置も含んでいますか。また、設計変更の対象となるでしょうか。	前段については、公安委員会管理の規制標識が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。 後段については、本事業の対象とする場合は、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
3	要求水準書(案)	1	第1	6		事業の概要	道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	本事業で撤去する照明柱は、本事業の完成・引渡までに撤去を完了することとします。 なお、本業務で新設する照明柱については、電柱を抜柱するまでの間は架空線を通じて受電することとし、入線作業に合わせ地中線を通じた受電に切り替わることとします。
4	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	1)「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、情報ボックスや水道など移設対象施設の、移設補償費支払いが必要になる工事は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 もし、含まれる場合は、実績支払い額応じて設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	支障移転協議・調整は本事業に含まれますが、移設補償費の支払いは含みません。
5	要求水準書(案)	2	第1	7	(2)	工事業務	1)「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会管理の施設が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。
6	要求水準書(案)	7	第2	1	(7)	土地への立ち入り等	1)「植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は、事業者の負担とする」とありますが、業務遂行に必要な場合は、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
7	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査及び非破壊の埋設物探査について、予定箇所の詳細を明示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 予定箇所については、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
8	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	地下埋設物の状況把握を行うにあたり、情報ボックス等の台帳類は事前に貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査が「調査業務」に含まれていますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可能です。 ただし、実施の場合は、(6)再委託により申請をお願いします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
10	要求水準書 (案)	8	第2	2	(1)	調査項目	「地下埋設物の状況を把握するために、試掘又は非破壊の埋設物探査を実施すること」とありますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため主任技術者または監理技術者の資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、実施の場合は、(6)再委託により申請をお願いします。
11	要求水準書 (案)	8	第2	2	(1)	調査項目	「埋設物調査の必要性が確認された場合、試掘又は非破壊の埋設物探査を実施すること」とありますが、試掘箇所が増えた場合は、設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
12	要求水準書 (案)	8	第2	2	(2)	3次元測量成果について	3つの方法「当該業務内にて測量を実施し、その結果を使用」、「既存の2次元測量を使用」、「国土地理院・基盤知事情報(数値標高モデル)を使用」が提示されていますが、それに必要な経費は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
13	要求水準書 (案)	9	第2	3	(2)	BIM/CIM適用業務について	BIM/CIM活用内容について、義務項目は変更できないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書 (案)	11	第2	4	(3) ~ (8)	調整マネジメント業務 (設計段階)	(3)~(8)に記載する各種業務において、それぞれの機関に関する協議回数の想定はあるでしょうか。また、必要に応じ協議回数が増加した場合は、設計変更の対象となると理解でよろしいでしょうか。	前段については、想定はありません。 後段については、協議回数が増加した場合においても、設計変更の対象とはなりません。
15	要求水準書 (案)	11	第2	4	(4)	支障物件等調査及び 移転協議	「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。また、支障物件に関して、予備設計会社担当者との打合せ・情報共有等は可能でしょうか。	前段については、支障物件は閲覧資料に示しています。 後段については、予備設計担当者との打合せ・情報共有は、事業契約締結後であれば可能です。
16	要求水準書 (案)	11	第2	4	(5)	家屋調査	家屋調査は、今回の事業対象区域全体に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書 (案)	11	第2	4	(5)	家屋調査	「道路端から40mの住民及び地権者を対象として、家屋調査を実施し」とありますが40m範囲内に一部かかる家屋は全て家屋調査の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書 (案)	11	第2	4	(5)	家屋調査	工事完成後の家屋調査で、当該家屋の補償が必要と判断された場合、その費用負担の交渉、支払いは中国地方整備局が行うとの理解でよろしいでしょうか。	工事に起因する損傷等が発生した場合は、リスク分担表のNo.39~41に記載のとおり事業者の責となりますが、想定できない起因による場合は別途協議の上、決定することとします。
19	要求水準書 (案)	11	第2	4	(7)	占用業者等と引込管、 連系管及び連携設備 の協議	「引込設備の設計を依頼すること」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 (案)	12	第2	4	(8)	道路標識、照明灯、 信号等の計画調整	「道路管理者及び警察と調整を行う」とありますが、交差点として改良が必要となった場合は、交差点設計としての設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	当初は、交差点改良は想定していません。 改良が必要となる場合は、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
21	要求水準書 (案)	15	第3	2		既設支障設備の移設・解体撤去・復旧業務	「電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物(道路附属物及び地下埋設物占有物件)及び既存の道路(舗装・縁石等を含む)・附属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うものとする」とありますが、道路附属物(道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識等)が支障とならない場合でも、美観、景観計画などにより、国と協議のうえ解体撤去、復旧、移設することが合理的と考えられる場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書 (案)	15	第3	2		既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	「既存支障施設には共架設備(信号・標識等)を含む」とありますが、4)の現場発生品は未定とあります。信号機の移転費用は、当初含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書 (案)	16	第3	2		既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	4)「在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下表の場所まで運搬の上、引渡しするもの」と記載がありますが、夜間搬入可能でしょうか。	夜間搬入は可能ですが、搬入する場合においては、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
24	要求水準書 (案)	16	第3	3	(2)	建設副産物	建設副産物の運搬先受入が夜間不可の場合は仮置き場が必要となりますが、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
25	要求水準書 (案)	17	第3	3	(5)	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	1)「事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、中国地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任は要しない」とありますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 (案)	18	第3	3	(8)	週休2日の実施	「本工事業務は、週休2日の試行対象工事(発注者指定型(現場閉所))である」とありますが、完成時に現場閉所状況により設計変更の対象なのか、入札時に4週8休の係数を補正して入札するのかご教示願います。	当初より4週8休の補正を行っています。
27	要求水準書 (案)	19	第3	3	(9)	熱中症対策	本事業において、熱中症対策に資する現場管理費補正は行われるとの理解でよろしいでしょうか。	現場管理費補正においては、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
28	要求水準書 (案)	20	第3	3	(13)	アスファルト舗装の材料	夜間におけるプラント運転・配車割増料金が必要な場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
29	要求水準書 (案)	21	第3	3	(16)	境界基準点の復元	「工事が完成した場合、既成の敷地台帳に基づき境界基準点を現地に復元する」とありますが、既成の敷地台帳の座標データ等は貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	要求水準書 (案)	21	第3	3	(15)	管路工(管路部)	1)「事業者は、管路の布設終了後(埋設管では、埋戻し前又は終了後、露出・添架配管でケーブル入線前)、別紙5「電線共同溝管路試験要領(案)」により管路試験を行うこと」とありますが、その後呼び線は、通信管路(FA管以外)、電力管路の全ての管路に敷設する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書 (案)	22	第3	3	(17)	ICT活用工事について	4)「事業者は具体的な工事内容及び対象範囲を中国地方整備局と協議すること」とあります。ICT活用に必要な費用については、事業開始後に協議のうえ設計変更対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 (案)	27	第3	3	(20)	引込管、連系管及び 連系設備の施工	「引込管、連系管及び連系設備の施工を行うものとし、電線管理者への委託を基本とする」とありますが、「電線管理者」は11頁第2章4(6)に記載されている「占有業者等」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書 (案)	27	第3	3	(20)	引込管、連系管及び 連系設備の施工	連系設備は、補償契約になりますが補償契約も本事業で実施との理解でよろしいでしょうか。その際は、事業者と各電線管理者の直接契約になるとの理解でよろしいでしょうか。	補償契約は本事業に含みません。 各電線管理者との契約は、中国地方整備局にて行います。
34	要求水準書 (案)	27	第3	3	(20)	引込管、連系管及び 連系設備の施工	「電線管理者への委託を基本とする」とあります。事業者が実施する場合も発生するとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
35	要求水準書 (案)	28	第3	4	(4)	工事期間における 規制箇所等調整	「事業者が道路管理者及び関係機関等と調整を行うこと」とあります。交通誘導警備員の人数について、関係機関との協議により配置人数が増加した場合は、設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。	関係機関との協議結果によりますが、配置人数の変更が必要となる場合は、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
36	要求水準書 (案)	29	第3	5		本施設の所有権移転 業務	事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能であるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるという理解でよろしいでしょうか。	一時中止に関する手続きは可能ですが、これによる事業期間の延長については、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
37	要求水準書 (案)	30	第4	1	(1)	一般事項	1)「事業者は、工事業務の履行状況について、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。」とありますが、段階確認・材料確認を遠隔現場で実施することは可能でしょうか。可能な場合、当初契約には計上せず実施内容を協議後に設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	遠隔現場は可能です。 実施にあたっては、中国地方整備局と協議の上、設計変更で計上します。
38	要求水準書 (案)	31	第5	1	(1)	一般事項	3)「調整マネジメント業務(維持管理段階)」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、調整マネジメント業務(維持管理段階)には、水道、ガス工事等の近接施工による立会も含まれます。 後段については、当該費用は中国地方整備局と協議の上、必要と認められた場合は設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
39	要求水準書 (案)	32	第5	1	(4)	交通安全管理	「本業務の履行にあたっては、施工箇所ごとに交通誘導員を配置すること」と記載がありますが、入札公告時に入札価格に反映される交通誘導警備員の延べ人数は提示されるものと考えてよろしいでしょうか。 また、配置人数や使用資機材等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、関係機関との協議結果によりますが、配置人数等の変更が必要となる場合は、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
40	要求水準書 (案)	34	第5	3	(2)	要求水準	「事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、管理台帳の作成を行うこと。」と記載がありますが、入線工事前に管理台帳を作成し、入溝状況の確認は、現地立会に限らず、電線管理者へのヒアリング、写真、動画等での対応も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 (案)	40	別紙2			事業対象区域図	益田川に架かる益田新大橋については本事業の対象範囲であり、橋梁区間の電線共同溝整備も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 本事業に含む場合は、点検方法について指定がありますでしょうか。 (橋梁点検車による近接目視、ドローンによる点検など)	本事業に含みます。 なお、点検方法に関する指定がありませんので、点検方法については中国地方整備局と協議の上、決定することとします。